7.　憲法を守り平和を確立する運動の推進

|  |
| --- |
|  |
| 岸田政権は、ロシアのウクライナ軍事侵攻や中国・北朝鮮との安全保障上の緊張の高まりを強調し、改憲議論や安保政策の見直しを加速しています。自民党をはじめとする改憲勢力は、改憲議論の実績づくりのために憲法審査会の開催を強行し、緊急事態条項の創設を皮切りに、憲法９条への自衛隊明記を主張しています。改憲勢力が衆参で３分の２以上の議席を占める中で、改憲発議をさせない取り組みの強化が必要です。また、岸田政権が閣議決定した安保関連３文書は、敵基地攻撃能力の保有や防衛費の大幅増額をめざすなどとしています。とくに敵基地攻撃能力の保有は、戦後日本の専守防衛を柱とする立場を大転換するものであり、容認できません。さらに、自民党は防衛装備移転三原則の緩和を主張しており、動向を注視する必要があります。  　2023年１月の日米「２プラス２」では、日本の敵基地攻撃能力の運用にむけて協力を深める合意がされました。このことは、台湾有事の際に日米共同で軍事介入するための布石とも見られ、米軍基地が沖縄に集中していることや南西諸島での自衛隊配備強化を踏まえると、有事の際は、日本、とくに沖縄が大きな負担を負うおそれがあります。戦争に備えるための武力強化ではなく、武力衝突を回避するための日本の外交努力が求められます。  　核廃絶をめぐって、ロシアは核兵器による脅しを続ける中、ロシアとアメリカは新戦略兵器削減条約（新ＳＴＡＲＴ）の履行を停止しました。また、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核による攻撃能力保持をアピールしています。核兵器をめぐる緊張が高まる中、核廃絶にむけた国際的な世論形成が必要です。  　平和を守ることは、地域における生活や職場を守ることに繋がります。自治労は、地域公共サービスを担う労働組合であるからこそ、日本が再び戦争の道に進むことのないよう、現行憲法の下で武力によらない平和を守るたたかいを続けてきました。一方で、憲法問題や平和運動に対する考え方が組合員の中で多様化している状況にあります。労働組合が平和運動に取り組む意義を組合員が自らのこととして捉えることが重要であることから、多くの組合員が集会などの参加や、学習活動を通じて改めて確認していく必要があります。  【重点課題】  ①　「憲法改悪」阻止を中央・地方で強化するとともに、敵基地攻撃能力の保有や防衛費増額などの戦争ができる国づくりを許さない取り組みを強化します。  ②　日米地位協定の抜本改正や在日米軍基地の整理・縮小を求め、米軍再編による基地機能の拡充・強化、辺野古新基地建設に反対する運動を強化します。  ③　核兵器廃絶にむけ核兵器禁止条約への署名・批准をめざしつつ、最低でもオブザーバーとして参加することを政府へ求めます。  ④　地域・職場を守るための平和運動の意義を確認し、単組内での学習を強化します。 |
|  |

【憲法改悪を阻止する取り組み】

1.　現行憲法の基本理念である平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を普遍化するため、憲法の前文および第９条を堅持する立場で臨みます。

2.　岸田政権や自民党あるいは日本維新の会が企図する憲法改悪を阻止する取り組みを強化します。とくに、９条改悪と緊急事態条項の創設に反対します。

3.　国民投票法は、①公務員による運動規制の検討（2014年改正法附則）、②ＣＭ・インターネット広告規制（2021年改正法附則）等の課題など多くの問題があることから、現行法のもとでの憲法改正の発議に反対します。

4.　現在の憲法改正に関する各論点については、自民党の改憲４項目等への見解を示した「憲法改正問題への対応と各論点について～安倍改憲阻止に向けて～」（2018年度第３回県本部代表者会議）を基本に対応します。

5.　本部は、協力政党や協力国会議員などとの連携のもと、衆参両院の憲法審査会対策をはじめ、国会における取り組みを強化します。また、憲法問題に関する連合の態度表明に積極的に関与します。

6.　ネットやテレビを通したイメージ操作に引き続き警戒します。また、国民投票運動の勝利をも視野に憲法改正に反対する団体と連携し、メディア戦略の構築と広範な世論形成をめざします。

7.　「戦争をさせない1000人委員会」「戦争させない・９条壊すな*！*　総がかり行動実行委員会」などに結集し、憲法改正阻止の取り組みを強化します。

8.　県本部・単組は、他団体との協力のもと、憲法をいかす県民集会への積極的参加や地域での集会、署名活動を展開します。

【国家主義的な動きに反対する取り組み】

9.　特定秘密保護法は、秘匿される情報の範囲があいまいであり、政府が恣意的に運用するおそれがあることから、国民の知る権利および表現の自由を守るため、廃止を求めます。

10. 重要土地等調査規制法は、議論が不十分な上、財産権や個人情報の過度な調査などによる基本的人権の侵害のおそれがあることから廃止を求めます。

11. 閣僚による靖国神社参拝や誤った認識に基づく発言、「教育勅語」の教材使用など、戦前の国家主義的思想の復活を企図する論調や、偏狭なナショナリズムに基づいた動きに反対します。

12. 戦前の国家総動員体制とも通底する日の丸・君が代・元号の押しつけに反対します。

【平和をつくる取り組み】

13. ロシアによるウクライナへの軍事侵攻については、明確に国連憲章および国際法違反であり、即時停戦を求めます。

14. 日米安保体制について、日米地位協定の抜本改正や在日米軍基地の整理・縮小を求め、米軍再編による基地機能の拡充・強化に反対する運動を強化します。

15. 普天間基地の即時返還、国外移設を求めるとともに、辺野古新基地建設に反対します。また、辺野古新基地建設では戦没者の遺骨を含む地区の土砂の採掘計画があり、沖縄県民の心を踏みにじる行為が行われています。このため、各種抗議行動への参加など、沖縄と連帯する取り組みを強化します。

16. アメリカは沖縄からフィリピンを結ぶ「第１列島線」にミサイル配備を計画し、中国は台湾海峡で軍事的挑発行為を行っています。この地域における紛争は日本への影響も大きいことから、両国には冷静な対応を求めるとともに、日本が積極的に関与し、平和の実現をめざすよう求めます。

17. 日米軍事一体化の動きに警戒し、南西諸島の軍事基地化に反対します。とくに馬毛島の基地工事および奄美大島、宮古島、石垣島、与那国島へのミサイル部隊配備は即時中止を求めます。

18. 軍事予算の増額方針の撤回を求めます。また、アメリカからの要求による米国製武器装備品の購入に反対します。

19. オスプレイの配備などに反対するとともに、軍用機による事故や環境汚染、米兵による暴行事件など基地に由来する危険性の除去にむけた取り組みを行います。また、イージス・アショアの代替案であるイージス艦２隻と「スタンド・オフ・ミサイル」の開発に反対します。

20. 「防衛装備移転三原則」の緩和が検討されるとともに、実質的に「武器輸出三原則」が無効とされている状況を踏まえ、改めて「武器輸出三原則」の法制化を求めます。

21. 協力政党・協力議員と連携して、安全保障関連法の即時廃止を求めるとともに、集団的自衛権の行使を許さない取り組みを強化します。その上で、自衛隊の活動については、領空・領海・領土内に限定するとともに、専守防衛の厳守を求めます。

22. 県平和フォーラムが進める平和運動等に積極的に関与し、各地域における平和運動を強化します。

23. 連合の平和行動（沖縄、広島、長崎、根室）、核兵器廃絶運動に参加します。さらに、連合が平和運動全般において必要な役割を果たすよう、連合福島をとおして意見反映に努めます。

24. 日本による過去の侵略戦争と植民地支配、「従軍慰安婦」「徴用工問題」や「南京大虐殺」などについて、歴史を否定する言説が蔓延していることを強く警戒し、このような動きに反対します。また史実に基づく歴史教育と差別意識の払拭を行うよう国に求めるとともに、関係産別や歴史学者・文化人とも連携し、歴史を忘れない教育・啓発などに自ら取り組みます。

【アジアの安定にむけた取り組み】

25. 中国の軍事力強化や東アジアでの軍事的威嚇など、アジアの平和を脅かす行動に反対し、平和を取り戻す取り組みを進めます。

26. 朝鮮半島の緊張緩和と安定のため、日本が関係各国と連携し、六ヵ国協議の再開にむけ働きかけを行うよう求めます。また、韓国・北朝鮮両国の自主的平和統一の取り組みを支持します。

27. 北朝鮮による平和と安定を脅かす度重なるミサイル発射や、地下核実験等に反対し、北東アジア非核地帯の実現を求めます。

28. 拉致問題について、早期解決を求めるとともに、日朝平壌宣言に基づく国交正常化を求めます。

29. 北方領土、尖閣諸島、竹島など、ロシア・中国・韓国との領土・領有権に関する問題については、対話を軸とした外交努力によって解決をはかるよう求めます。

【非人道的兵器廃絶の取り組み】

30. 核兵器廃絶にむけた交渉に日本が積極的に関与し、リード役を果たすよう政府に求めます。また、核兵器禁止条約への署名・批准をめざしつつ、最低でもオブザーバーとして参加するよう日本政府に求めます。

31. 非核（平和）宣言については、引き続き~~全~~自治体単組での採択をめざします。また、自治体平和条例の制定に取り組みます。

32. すべての国による核実験や非人道的な兵器の開発に反対します。ＮＰＴ体制の強化や核に関する各種条約の批准、非核３原則の法制化など、核兵器廃絶にむけ、連合や原水禁、県平和フォーラムとともに、市民団体などとの連携をはかります。

33. 原水爆禁止運動に積極的に参画するとともに、連合、原水禁、ＫＡＫＫＩＮに対して、運動の再統一にむけた協議実施を働きかけます。

34. 被爆体験と運動を継承し、風化させない取り組みを進めます。

【学習活動の強化と担い手の育成】

35. 県本部・単組は、憲法改悪阻止や平和の実現にむけた取り組みなどについて、教宣物の配布やネットの活用も含めた学習会を開催し、組合員やその家族との認識の共有化をはかります。

36. 運動のさらなる展開のためには、多くの組合員の理解と共感を得られることが重要です。このため、地域における集会への組合員の積極的な参加など、具体的な実践を通じた運動の拡大をはかります。

37. 地域の平和運動を継承していくため、次代の人材育成に取り組みます。